

群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部産学連携ワンストップ
サービスオフィス内規

平成29. 4. 1 制 定
改正 令和 3. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部産学連携ワンストップサービスオフィス（以下「オフィス」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 オフィスは、群馬大学研究・産学連携推進機構（以下「機構」という。）における民間等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との産学官金連携に係る窓口の一元化と、機構の産学連携組織間における情報共有を推進するため、リエゾン機能を有する連絡調整の場と外部機関等への窓口を設置することにより、もって外部機関等の利便性を高め、技術移転等の産学連携活動及び地域社会との連携を一層促進することを目的とする。

(業 務)

第3条 オフィスは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 機構における外部機関等からの相談窓口及び運営に関すること。
- (2) 外部機関等からの産学連携に係る依頼事項等の調整に関すること。
- (3) 外部機関等との技術移転活動の調整及び成果の検証に関すること。
- (4) 機構の産学連携組織間における産学連携活動の進捗等の情報共有に関すること。
- (5) その他オフィスの目的を達成するために必要な事項

(室長等)

第4条 オフィスに室長及び副室長を置く。

- 2 室長は研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部の副本部長をもって充て、副室長は高度研究推進・支援部門長及び産学連携・知的財産部門長をもって充てる。
- 3 室長はオフィスの業務を掌理し、副室長は室長を補佐するとともに、室長に事故あるときはその職務を代行する。

(連絡調整会)

第5条 第3条に掲げる業務を円滑に推進するため、連絡調整会を置く。

- 2 連絡調整会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 機器分析センター長
- (4) 産学連携・知的財産活用センター長
- (5) 研究UR A室長

- (6) 研究推進部長
- (7) 産学連携・知的財産部門副部門長
- (8) 室長の指名するUR A
- (9) 室長の指名する産学官連携コーディネータ
- (10) その他室長が必要と認める者

3 前項第3号から第6号までに掲げる者は、各組織を構成する者をもって代理とすることができる。

4 連絡調整会は、定期的を開催し、室長または副室長がこれを取りまとめる。

(事 務)

第6条 オフィスの運営に係る事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。